

別表9 その他料金表

- 事前申請が「紙(PDF)」提出の場合、事務手数料として¥2,000(税抜)を加算します。
- 仮受付を行い審査完了後、申請を取り下げる場合
 - ・意匠審査完了時は、確認申請手数料の5割を徴収します。
 - ・全ての審査完了時は確認申請手数料の8割を徴収します。
- 多棟申請について
 - 申請建物毎に、規定の申請手数料を徴収します。(別表1、2左下参照)
- 構造計算を要する際の加算額
 - ・小規模建築物(500㎡以内の建築物)は200㎡以内—40,000円、200㎡超～500㎡以内—52,000円
 - ・500㎡超の建築物で棟数が2以上の構造強度に係る構造審査手数料は次式により算定した額を加算します。

$$\text{確認基本手数料} \times 20\% \times (\text{構造計算を要する構造上の棟数} - 1)$$
 - ・ログハウス構造料金は、構造加算額の1/2を加算します。
- 天空率を使用した際の加算額について
 - 確認申請手数料の10%を加算します。
- エレベーター併願申請の場合、14,000円を加算します。
- 計画変更確認申請
 - ・変更部分の延べ面積1/2に該当する申請手数料
 - ・500㎡以下で構造強度に係る変更がある場合は構造審査手数料の70%を加算します。
 - ・500㎡超の建築物で棟数が2以上の構造強度に係る構造審査手数料は次式により算定した額を加算します。

$$\text{確認基本手数料} \times 20\% \times (\text{構造計算を要する構造上の棟数} - 1)$$
- 確認申請時の追加説明書
 - ・追加説明に係る部分の床面積に該当する確認申請手数料を徴収します。
 - ・500㎡以下で追加説明内容が構造の場合、構造審査手数料を徴収します。
 - ・500㎡以上で追加説明内容が構造のみ場合、確認申請手数料の70%を徴収します。
- 軽微変更説明書、各種変更届(建築主等変更届、工事監理者(変更)届、工事施工者(変更)届、地名・地番等変更届、記載事項変更届)
 - 申請手数料は、3,000円(税抜)とします。
- 完了検査時の追加説明書
 - 確認審査(計画変更)の審査手数料を徴収します。
 - 天空率がある場合は、完了検査手数料の10%を加算します。
- 省エネ法に係る適合義務のある建築物の加算額
 - ・直前の省エネ適合性判定を当社から受けている完了検査

$$\text{「完了検査手数料」} \times 20\% \quad \quad \quad \times \text{検査対象床面積} = \text{適判対象床面積}$$
 - ・直前の省エネ適合性判定を当社から受けていない完了検査

$$\text{「完了検査手数料」} \times 40\% \quad \quad \quad \times \text{検査対象床面積} = \text{適判対象床面積}$$
 - ・直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を当社から受けていない場合は確認申請手数料を加算

- 世田谷区、横浜市等都市緑地法に基づく緑化地域制度により、条例で完了検査時に緑化検査を要する建築物は次のとおり、手数料を加算します。

緑化検査手数料は、10,000円

- 出張費

| 地域区分 | 出張費(円) | 備 考 |
|------|--------|--------------------------|
| 地域:A | 0 | 本社から概ね20Kmまでに含まれる区域 |
| 地域:B | 2,000 | 本社から概ね20～50Kmまでに含まれる区域 |
| 地域:C | 7,000 | 本社から概ね50～75Kmまでに含まれる区域 |
| 地域:D | 15,000 | 本社から概ね75～100Kmまでに含まれる区域 |
| 地域:E | 20,000 | 本社から概ね100～150Kmまでに含まれる区域 |
| 地域:F | 25,000 | 本社から概ね150Kmを超える区域 |

- ・出張費は、確認検査員1名につき、上記に定める額とする。
- ・本社からの距離は、直線距離とする

- 検査のキャンセルについて

各検査において、建築主等の都合により検査予定日の変更又は取消しがあった場合には下記の手数料を徴収する

- ・検査予定日の2営業日 検査手数料の30%
- ・検査予定日の前営業日 検査手数料の50%
- ・検査予定日の当日 検査手数料の全額

※検査地が茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県の場合は、上記検査手数料を支払総金額(検査手数料+出張費)と読み替える